

○宮崎大学臨床研究審査委員会運営細則（平成 30 年 3 月 22 日制定）の一部改正

1	改正理由	宮崎大学臨床研究審査委員会において、特定臨床研究以外の臨床研究を審査する際の手数料を新設するため、 所要の改正を行う。
---	------	--

2	改正内容
---	------

（下線の部分は改正部分）

新			旧		
第 1 条～第 7 条 （略）			第 1 条～第 7 条 （略）		
（手数料）			（手数料）		
第 8 条 規程第 11 条に規定する手数料の額は、委員会の委員、技術専門員及び委員会の運営に関する事務を行う者に係る人件費、謝金及び教育・研修に要する費用等を勘案し、次のとおりとする。			第 8 条 規程第 11 条に規定する手数料の額は、委員会の委員、技術専門員及び委員会の運営に関する事務を行う者に係る人件費、謝金及び教育・研修に要する費用等を勘案し、次のとおりとする。		
	新規申請（初年）	継続申請（年額）		新規申請（初年）	継続申請（年額）
宮崎大学（以下「本学」という。）に所属しない研究責任医師（多施設共同研究の場合は、研究代表医師。以下同じ。）	<u>（特定臨床研究）</u>	<u>（特定臨床研究）</u>	宮崎大学（以下「本学」という。）に所属しない研究責任医師（多施設共同研究の場合は、研究代表医師。以下同じ。）	260,000 円（税込）	130,000 円（税込）
	260,000 円（税込）	130,000 円（税込）			
	<u>（特定臨床研究以外）</u>	<u>（特定臨床研究以外）</u>			
	182,000 円（税込）	91,000 円（税込）			

本学に所属する研究責任医師	(特定臨床研究)	(特定臨床研究)	本学に所属する研究責任医師	182,000 円 (税込)	91,000 円 (税込)
	182,000 円 (税込)	91,000 円 (税込)			
	(特定臨床研究以外)	(特定臨床研究以外)			
	127,400 円 (税込)	63,700 円 (税込)			
2・3 (略)			2・3 (略)		
(以下省略)			(以下省略)		
<u>附 則</u> <u>この細則は、令和元年 5 月 24 日から施行する。</u>					

3	施行日	令和元年 5 月 24 日
---	-----	---------------

4	参考資料等	なし
---	-------	----